

# 川辺町定住促進助成金制度のご案内

川辺町では、若者・子育て世代の定住人口の増加を図るため、川辺町定住促進助成金制度を実施しています。町内に住宅を新築または購入された以下の条件に該当する方に対し『定住促進助成金』を交付します。

## 1. 対象となる方（次の条件すべてに当てはまる方）

- (ア) 川辺町に住所を有し、住宅所有者の年齢が45歳未満の方
  - \* 申請日の属する年度の4月1日時点
  - ただし、所有者が45歳以上の場合、その配偶者が45歳未満の方
- (イ) 町内に住宅を取得、もしくは工事の引渡し完了した住宅の所有者
- (ウ) 住宅に入居する世帯全員に町税等の未納がない方



## 2. 対象となる住宅

台所、便所、浴室および居室を有し、構造上および利用上の独立性を有するもの  
※床面積の制限はありません。

## 3. 対象外の住宅

- (ア) 公共工事等に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅
- (イ) 別荘等、一時的に使用するものおよび賃貸、販売等営利を目的とした住宅
- (ウ) 自己の居住の用に供している部分の延べ床面積が2分の1未満の併用住宅
- (エ) 住宅に居住する世帯員の持ち分が2分の1未満の共有名義で取得した住宅

## 4. 定住助成基本額 10万円 ※ 上記条件に該当する場合

## 5. 加算額 ※ 各条件それぞれに該当する場合に加算します

- (ア) 対象者もしくはその配偶者が35歳未満である方
- (イ) 同居する世帯員に18歳到達年度の末日(3月31日)までの子がいる方
- (ウ) 転入直前の県外での居住期間が3年以上ある方
- (エ) 町内建築事業者との契約により建築をされた方

10万円  
10万円  
10万円  
10万円

## 6. 申請・添付書類

- (ア) 川辺町定住促進助成金交付申請書(様式第1号)
- (イ) 誓約書(様式第2号)
- (ウ) 世帯全員の住民票謄本(続柄の記載のあるもの)
- (エ) 工事請負契約書または売買契約書の写し
- (オ) 住宅の登記事項証明書(表題部と権利部の記載がある証明書)
- (カ) 対象住宅の平面図(契約書等の附属図書)
- (キ) 借入金等を有することを証する書類の写し
- (ク) その他町長が必要と認める書類



- ※ 住宅を取得した日または本町で居住を開始した日から1年以内に申請をしてください。
- ※ 振込先口座の分かる通帳等をお持ちください  
(口座番号等が間違っていると、振り込めない可能性があります)

【問い合わせ先】 川辺町役場 企画課

TEL : 0574-53-7213

E-mail : kikaku@kawabe-gifu.jp